

[事案 2020-104] 新契約無効請求

・令和3年3月29日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しおよび既払込保険料の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年8月に募集代理店を介して契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人より、「10年かけて1年寝かせれば元本は割らない」「為替リスクがあるが、最低保証があるため、円貨ベースで元本保証される」等と説明を受けたが、後日コールセンターとのやり取りで、誤説明であったことが判明した。
- (2)その後、募集代理店に説明を求めたが、募集人が休職中で復職の見込時期が不明であることを理由に対応されず、同代理店から、保険料の支払いを一旦停止するように言われたため、クレジットカード払いを止めたところ、契約が失効した。同代理店の対応は不信感を抱かせるものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人による説明は、設計書に記載された複数のシミュレーションの一類型についてのものであり、為替レートおよび積立利率を計算上固定した場合には「10年かけて1年寝かせれば元本は割れない」パターンもあるという意味において、誤説明ではない。為替レートについて最低保証がある旨の説明をした事実はない。
- (2)申立人に対して、保険料未納が継続すれば失効する旨の説明は尽くしていた。募集人が予定日を過ぎても復職できなかったため、結果として数ヶ月間待たせたことは申し訳なかったが、復職時期は分かりかねる旨伝えている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および本件発覚後の対応者に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の取消しおよび既払込保険料の返還は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)意向確認書兼適合性確認書の申立人控えについて、申立人の署名もチェックマークもない白紙のものを申立人に交付しており、同書面の取り扱いが不十分で、意向確認が軽視されたと評価せざるを得ない。
- (2)募集人や担当者との間で納得のいく話合いの機会が与えられないまま契約が失効したことで、募集代理店の対応に不信感を抱くことには相応の理由があるものと考えられる。少な

くとも、募集代理店が、募集人の復職時期が不明であることの前提に立って、申立人の納得が得られるような苦情対応を試みたり、保険会社へ能動的に働きかけて協力を求めた形跡は認められず、それが本件の長期化を招いた原因のひとつであるように窺われる。